

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第3号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教務手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 教務手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第4条第1項の業務（<u>同項第5号</u>に該当する職員が従事するものを除く。） 1,200円（<u>同項第4号</u>に該当する職員が現場における実習指導にのみ従事した場合にあっては、350円）</p> <p>(2) 条例第4条第1項の業務（<u>同項第5号</u>に該当する職員が従事するものに限る。） 350円</p> <p>(3) 略</p> <p>(防疫等作業手当)</p> <p>第6条 条例第7条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、口蹄疫、<u>豚コレラ</u>、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。</p> <p><u>2 条例第7条第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める感</u></p>	<p>(教務手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 教務手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第4条第1項の業務（<u>同項第4号</u>に該当する職員が従事するものを除く。） 1,200円（<u>同項第3号</u>に該当する職員が現場における実習指導にのみ従事した場合にあっては、350円）</p> <p>(2) 条例第4条第1項の業務（<u>同項第4号</u>に該当する職員が従事するものに限る。） 350円</p> <p>(3) 略</p> <p>(防疫等作業手当)</p> <p>第6条 条例第7条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、口蹄疫、<u>豚熱</u>、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザとする。</p> <p><u>2 条例第7条第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める作業は、豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業とする。</u></p> <p><u>3 条例第7条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める感</u></p>

改正前	改正後
<p>染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項各号、第3項各号、第5項第5号及び第7項各号に掲げる感染症とする。</p> <p>3 条例第7条第2項に規定する人事委員会規則で定める場合は、同条第1項第1号に掲げる作業のうち、口蹄疫のまん延を防止するために行う牛のと殺又は豚コレラのまん延を防止するために行う豚のと殺の作業に従事した場合とする。</p> <p>4 防疫等作業手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第7条第1項第2号の作業 290円 （用地交渉従事手当）</p> <p>第30条 条例第31条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、土地対策課、都市計画課、農林事務所、土木事務所、ダム管理事務所又は有明海沿岸道路整備事務所に勤務する職員とする。</p> <p>2 略 （夜間空港管理手当）</p> <p>第30条の3 略</p>	<p>染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項各号、第3項各号、第5項第5号及び第7項各号に掲げる感染症並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症とする。</p> <p>4 条例第7条第2項に規定する人事委員会規則で定める場合は、同条第1項第1号に掲げる作業のうち、口蹄疫のまん延を防止するために行う牛のと殺又は豚熱のまん延を防止するために行う豚のと殺の作業に従事した場合とする。</p> <p>5 防疫等作業手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 条例第7条第1項第2号及び第3号の作業 290円 （用地交渉従事手当）</p> <p>第30条 条例第31条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、<u>企業立地課</u>、土地対策課、都市計画課、農林事務所、土木事務所、ダム管理事務所又は有明海沿岸道路整備事務所に勤務する職員とする。</p> <p>2 略 （夜間空港管理手当）</p> <p>第30条の3 略 （航空機搭乗作業手当）</p> <p>第30条の4 <u>条例第31条の5第1項に規定する人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる業務（その訓練を含む。第4項において同じ。）に係る作業とする。</u></p> <p>(1) <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害</u></p>

改正前	改正後
<p>(警務作業手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2～13 略</p> <p>14 条例第32条第1項第13号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日1日(第1号の作業にあつては、職員が処理作業に従事した爆発物1件)につき、次の各号に掲げる作</p>	<p><u>発生状況等の調査業務</u></p> <p>(2) <u>消防防災業務</u></p> <p>(3) <u>救助救急業務</u></p> <p>2 <u>航空機搭乗作業手当の額は、搭乗した時間1時間につき1,900円とする。</u></p> <p>3 <u>第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる作業に従事した時間がある場合の前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき2,300円とする。</u></p> <p>(1) <u>日没時から日出時までの間における飛行での作業</u></p> <p>(2) <u>風速10メートル以上の気象条件下の飛行での作業</u></p> <p>(3) <u>飛行視程5キロメートル未満の気象条件下の飛行での作業</u></p> <p>(4) <u>高度1,000メートル以上又は150メートル以下における飛行での作業</u></p> <p>(5) <u>山岳地における救難救助の作業</u></p> <p>(6) <u>100キロメートル以上にわたる海上搜索の作業</u></p> <p>(7) <u>飛行中における人若しくは物の投下又は吊り上げの作業</u></p> <p>4 <u>航空機搭乗作業手当の額を算定する場合において、その月における第1項各号に掲げる業務に係る作業に従事した合計時間又は前項各号に掲げる作業に従事した合計時間に1分に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(警務作業手当)</p> <p>第31条 略</p> <p>2～13 略</p> <p>14 条例第32条第1項第13号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が作業に従事した日1日(第1号の作業にあつては、職員が処理作業に従事した爆発物1件)につき、次の各号に掲げる作</p>

改正前	改正後
<p>業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 爆発物の処理作業 <u>4,600円</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>15 略</p> <p>16 条例第32条第1項第15号に規定する作業に係る警務作業手当は、職員が航空機に搭乗し作業に従事した場合に支給し、その額は、<u>搭乗した時間1時間につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>操縦作業に従事した職員</u> 5,100円</p> <p>(2) <u>整備作業に従事した職員</u> 2,200円</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる作業以外の作業に従事した職員</u> 1,900円</p> <p>17 前項の規定にかかわらず、特に危険又は困難を伴うと人事委員会が認める業務に従事した場合の警務作業手当の額は、搭乗した時間1時間につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>操縦作業に従事した職員</u> 5,700円</p> <p>(2) <u>整備作業に従事した職員</u> 2,700円</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる作業以外の作業に従事した職員</u> 2,300円</p>	<p>業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 爆発物の処理作業 <u>5,200円</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>15 略</p> <p>16 条例第32条第1項第15号に規定する作業に係る警務作業手当は、職員が航空機に搭乗し<u>次に掲げる作業に従事した場合に支給する。</u></p> <p>(1) <u>操縦作業</u></p> <p>(2) <u>整備作業</u></p> <p>(3) <u>捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備、交通の取締り又は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査の作業</u></p> <p>17 <u>前項の警務作業手当の額は、搭乗した時間1時間につき次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号の作業</u> 5,100円</p> <p>(2) <u>前項第2号の作業</u> 2,200円</p> <p>(3) <u>前項第3号の作業</u> 1,900円</p> <p>18 前項の規定にかかわらず、特に危険又は困難を伴うと人事委員会が認める<u>作業に従事した時間がある場合の警務作業手当の額は、搭乗した時間1時間につき次の各号に掲げる作業の区分に応じ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>第16項第1号の作業</u> 5,700円</p> <p>(2) <u>第16項第2号の作業</u> 2,700円</p> <p>(3) <u>第16項第3号の作業</u> 2,300円</p>
<p>18・19 略</p>	<p>19・20 略</p>

改正前	改正後
2 略	2 略

様式第17の次に次の様式を加える。

様式第17の2（第34条関係）

航空機搭乗作業実績簿

所属長印	直接監督 責任者印	月 日	第30条の4第1項に該当する搭 乗時間数		第30条の4第3項に該当する搭 乗時間数		従事内容（第30条 の4第3項に該 当する作業内容）	従事者印
			始期及び終期	左記の時間数	始期及び終期	左記の時間数		
			時 分から 時 分まで	時間 分	時 分から 時 分まで	時間 分		
			時 分から 時 分まで	時間 分	時 分から 時 分まで	時間 分		
			時 分から 時 分まで	時間 分	時 分から 時 分まで	時間 分		
			時 分から 時 分まで	時間 分	時 分から 時 分まで	時間 分		
			時 分から 時 分まで	時間 分	時 分から 時 分まで	時間 分		

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第3条の改正規定 佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例（令和2年佐賀県条例第19号）の施行の日
 - (2) 第6条の改正規定 公布の日
- 2 この規則による改正後の佐賀県職員特殊勤務手当支給規則第6条第3項の規定は、令和2年2月1日から適用する。